

2020年（令和2年）第7回総会議事録

1 告示年月日 2020年（令和2年）7月16日
2 通知年月日 2020年（令和2年）7月16日
3 開催年月日 2020年（令和2年）7月31日
4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所東棟3階 301会議室

5 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 事業計画変更承認申請に対する承認について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第5号 非農地証明について
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7

6 報告事項

農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

1番 坂本 忠士	2番 佐藤 眞子	3番 土屋 智樹	4番 渡壁 則人
5番 山本 信之	6番 谷邊 博人	7番 岡本 卓也	10番 安原 理雄
11番 下江 京子	12番 河村 昇	13番 山本 明	14番 須藤 薫雄
15番 谷本 耕造			13名

8 欠席委員

8番 小林 輝仁 9番 審諸 孝也

2名

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員

事務局長	池田 昌弘	事務局次長	瀧川 滋雄
松永出張所	花田 宏	神辺出張所	杉原 信弘
北部出張所	藤井 裕美	沼隈出張所	杉本 優草
新市出張所	山本 隆博	事務局	藤井 勝俊
			以上8名

1 1 議事内容

午前 9時55分開会

事務局長	<p>ただいまから、2020年（令和2年）第7回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長、会議の進行をお願いします。</p>
会長	<p>—開会挨拶—</p>
議長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に、総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち、出席委員13名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号3番 土屋 智樹 委員と議席番号12番 河村 昇 委員にお願いします。</p> <p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2020年（令和2年）第7回総会議案書追加事項をご覧ください。</p> <p>追加議案第7号として農地等の現況に係る照会に対する回答についてを追加しています。内容については記載の通りです。</p> <p>次に議案書の次第4議事の項に追加議案7号の農地等の現況に係る照会に対する回答についてを追加。</p> <p>次に別冊8ページ5番が取下げとなっております。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、7月22日水曜日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時40分から地区協議会員7名全員の出席により、市役所 東棟306会議室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号2件、議案第4号3件、議案第5号4件、議案第6号1件、の合計13件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定</p>

	<p>について」別冊1ページ1番から2番について報告します。</p> <p>1番です。久松台の譲受人は申請地の近くに住んでおり、経営規模拡大のため、申請地の休耕中の畠1筆を大阪府堺市の譲渡人から所有権の移転により譲り受けます。オリーブ・ミカン等果樹を息子と栽培し、経営規模拡大を行います。場所は中津原浄水場の南1kmの所です。</p> <p>2番です。花園町の賃借人は農地所有適格法人で白菜を主に栽培しています。申請地へ3年間の賃借権を設定し、クワイを作付けし、経営規模の拡大をしていきます。場所は曙五丁目公園の東隣です。いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	西部地区の報告をお願いします。
4番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、7月27日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4時から市役所東棟 301会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号7件、議案第4号2件、議案第5号5件、議案第6号1件、合計15件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から9番について報告します。</p> <p>3番は、瀬戸町の受人が、申請地へ使用貸借権を設定して神辺町の渡人から借り受け、新規就農するものです。</p> <p>4番は、沼隈町の受人が、愛知県岡崎市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>6番は、内海町の受人が、長崎県佐世保市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>7番から9番は関連案件です。</p> <p>内海町の受人が、同町の渡人など3人から、7番と9番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、8番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長 7番 (岡本)	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、7月27日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、</p>

	<p>午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号2件、議案第4号1件、議案第5号5件、合計8件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の10番と11番について報告します。</p> <p>10番は、神村町の受人が、今津町六丁目の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p> <p>11番は、神村町の受人が、神奈川県大和市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。同じく野菜を栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、7月25日の午後0時30分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。協議会委員13名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第4号6件、議案第5号2件、追加議案第7号1件の合計12件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの12番について報告をします。12番は、向陽町一丁目の譲渡人が、加茂町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るもので、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
13番 (山本明)	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、7月27日午前9時から現地調査を行い、午前10時40分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第4号2件、議案第5号2件、議案第6号1件の合計8件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ13番から4ページ15番について報告します。</p> <p>13番は、東中条の譲受人が福山市から東中条の田1筆 375m²を譲り受けて畑として耕作し、野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るもので、14番は、八尋の譲受人が東京都豊島区の譲渡人から八尋の畠1筆 361m²を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るもので、</p>

	15番は、上御領の譲受人が廿日市市の譲渡人から上御領の田 1筆727m ² を譲り受け、野菜の栽培をして畑として耕作し、経営規模の拡大をするものです。いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。 以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	一質問等無し—
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	一全員挙手—
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「事業計画変更承認申請に対する承認について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。
1番 (坂本)	それでは、東部地区の審議内容について報告します。 議案第2号「事業計画変更承認申請に対する承認について」の別冊5ページ1番です。申請地は平成28年12月16日付けで5条許可を得、平成28年12月26日付けで御幸町の法人へ所有権の移転登記が済んでいます。譲受人は

	<p>当初から 7 ページ 3 番の申請地と併用で建売住宅の建築を計画していましたが、当時の所有者から同意が取れず、一帯の開発計画を一旦断念していました。</p> <p>この度、相続により同意がとれ、この事業計画変更承認申請に至りました。なお、現地も農地性があります。変更の内容については、転用面積が 4 5 1 m²から 1 8 6 8 . 8 3 m²へ、建売住宅 2 棟が 8 棟へ事業計画変更するものです。場所は芦田川自動車学校の南西 1 0 0 m の所です。以上関係する農地や周辺の現地確認を行いましたが、いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件に支障もないことから、事業計画変更承認妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	一質問等無し—
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	一全員挙手—
議 長	<p>全員挙手により、議案第 2 号は原案のとおり承認することに決定します。</p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	<p>議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊 6 ページ 1 番から 2 番に報告します。</p> <p>1 番です。加茂町の申請者は高齢で耕作ができません。申請地の隣に住む息子さんの駐車場や不特定多数の露天駐車場に転用する計画です。駐車スペースを 1 3 台確保する計画です。場所は平成大学の北西 2 0 0 m の所です。</p> <p>2 番です。議案第 2 号「事業計画変更承認申請について」の 5 ページ 1 番で承認された関連案件です。御幸町の法人が 7 ページ 3 番の申請地を含む所要面積 1 8 6 8 . 8 3 m²へ建売住宅 8 棟を建築する計画です。申請地は芦田川自動車学校の南西 1 0 0 m の所です。</p> <p>以上、現地確認を行いましたが、いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊6ページの3番と4番について報告します。</p> <p>3番は、新市町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、駅家西小学校の北西、約1キロメートルのところです。</p> <p>4番は、駅家町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の南、約10メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれないと認められます。</p> <p>なお、議案第3号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	一質問等無し—
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	一全員挙手—
議長	全員挙手により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定します。

	<p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
議長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊7ページ1番から3番について報告します。</p> <p>1番です。中国電力の関連会社が送電線の鉄塔建て替え工事のための作業ヤードを確保するため、令和2年7月31日まで一時転用しています。工事の継続のため、令和3年11月30日まで延長する計画です。事業内容に変更はありません。なお、申請地は賃借で借り受けます。場所は山陽自動車学校の北東1kmの所です。</p> <p>2番です。南蔵王町で自動車販売店を経営している譲受人が、この度、申請地に隣接するうどん店の跡地へ新たに出店する計画で、申請地に25台分の駐車スペースを確保する計画です。場所は平成大学の南西へ1.2kmの所です。</p> <p>3番です。議案第2号の5ページ1番で承認され、議案第3号の6ページ2番で可決されたものとの関連案件です。6ページ2番の申請地を含む所要面積1868.83m²へ御幸町の法人が建売住宅8棟を建築する計画です。申請地は芦田川自動車学校の南西100mの所です。以上、現地確認を行いましたが、いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番と6番について報告します。</p> <p>4番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、山手小学校の南西、約200メートルです。</p> <p>6番は、一時転用の案件です。鞆町の受人が、曙町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、倉庫を整備するものです。場所は、平漁港の南西、約1キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>

7番 (岡本)	<p>それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7番について報告します。</p> <p>7番は、若松町の法人が、今津町六丁目の渡人から譲受け、特定建築条件付きの分譲宅地とするものです。場所は、高西保育所から北へ約210メートルのところです。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊9ページの8番から10ページの13番について報告します。</p>
	<p>8番と9番は関連案件で、山野町の譲受人である法人が、8番で同町の譲渡人から、9番で内海町の譲渡人からそれぞれ申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場として整備し、倉庫1棟を建築するものです。場所は、山野公民館の北西、約100メートルのところです。</p>
	<p>10番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、隣接する譲受人が所有する店舗の駐車場の一部として整備するものです。</p>
	<p>場所は、駅家西小学校の南、約300メートルのところです。</p>
	<p>11番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福山平成大学の南西、約750メートルのところです。なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p>
	<p>12番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の北東、約400メートルのところです。</p>
	<p>13番は、借受人である福山市が、令和4年1月31日までの期間の賃借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、隣接する宜山保育所の改築にあたり、工事用の仮設事務所及び露天資材置場として一時転用し、工事終了後は、農地に復元するものです。場所は、宜山保育所の南、約5メートルのところです。</p>
	<p>現地調査をしましたが、いずれも日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします

13 番 (山本 明)	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」 10ページ14番と15番について報告します。</p> <p>14番は、箱田で事業を営む法人が、東京都文京区の貸人から申請地の箱田の田、1筆421m²について賃借権を設定して借り受け、社員用の露天駐車場と事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>15番は、御船町二丁目の借受人が申請地の平野の田、2筆合計1,596m²について、親族である入船町一丁目の貸人から使用貸借権により借り受けて売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。現地調査を行いましたが、いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われる事から転用許可妥当と判断しました。なお、14番については、一部が進入路として利用されていましたので、顛末書の提出を受けています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第4号の7番は国道2号線松永道路・西藤インター出入口から300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p>
議案第4号の7番は国道2号線松永道路・西藤インター出入口から300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。	<p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p>
議案第4号の7番は国道2号線松永道路・西藤インター出入口から300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。	<p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p>
議案第4号の7番は国道2号線松永道路・西藤インター出入口から300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。	<p>なお、議案第4号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第4号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第5号「非農地証明について」の別冊1 1ページ1番から4番について報告します。</p> <p>1番です。申請地は母屋の隣地に当たり全面的に宅地になっています。平成2年頃から作業場と倉庫を建築し、20年以上経過しています。宅地化して定着しており、農地として復元できません。市街化調整区域内の農地で、英数学館中高等学校の西300mの所です。</p> <p>2番です。申請地は1/2ずつの共有持ち分で登記は田で、現況は宅地になっております。昭和41年6月25日より住宅敷地として利用し現在に至っております。申請地は市街化区域内の農地で、備後本庄駅から東400mの所です。</p> <p>3番です。申請地はそれぞれ1/3ずつの共有持ち分で、登記はどちらも畠です。平成2年頃から耕作放棄していたところ、現在は杉や竹藪の山林になっております。申請地は市街化調整区域内の農地で、石原トンネルの東50mの所です。</p> <p>4番です。平成4年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。申請地は市街化区域内の農地で、福山駅箕島線西新涯町二丁目交差点から北へ50mの所です。</p> <p>以上の申請地はいずれも農地への復元が見込めないため、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	西部地区の報告をお願いします。
4番 (渡壁)	<p>議案第5号「非農地証明について」の5番から9番について報告します。</p> <p>5番は、山手町の申請人が、昭和36年10月16日から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、山手小学校の西、約200メートルです。</p> <p>6番は、津之郷町の申請人が、平成3年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの東、約600メートルです。</p> <p>7番は、福山市が、平成7年3月から公衆用道路として利用し、現在に至っております。場所は、千年小学校の南西、約60メートルです。</p>

	<p>8番は、田尻町の申請人が、平成6年9月頃から店舗用駐車場として利用し、現在に至っております。場所は、福山商業高校の南西、約600メートルです。</p> <p>9番は、田尻町の申請人が、昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。高島小学校の東、約600メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	松永地区の報告をお願いします。
7番 (岡本)	<p>議案第5号「非農地証明について」の10番から14番について報告します。</p> <p>10番は、東村町の申請人が、昭和47年頃から住宅敷地として利用されていたものです。場所は東村公民館から東へ約450メートルのところです。</p> <p>11番は、大阪府枚方市の申請人が、平成7年7月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は大谷池から、東へ約670メートルのところです。</p> <p>12番は、神村町の申請人が昭和46年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、神村小学校から、南へ約850メートルのところです。</p> <p>13番は、藤江町の申請人が昭和46年5月頃から、住宅敷地として利用されていたものです。場所は、小森池から、東へ約520メートルのところです。</p> <p>14番は、尾道市向島町の申請人が昭和55年5月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、カノコ池から、北西へ約160メートルのところです。</p> <p>なお、10番及び12番から14番は、農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	<p>議案第5号「非農地証明について」の別冊13ページの15番と16番について報告します。</p> <p>15番は、駅家町の申請人が、平成7年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、服部公民館の北東、約2キロメートルのところです。</p> <p>16番は、駅家町の申請人が、平成11年6月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、ふたば保育所の西、約4</p>

	<p>50メートルのところです。</p> <p>なお、15番と16番は、農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整ております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
13番 (山本明)	<p>議案第5号「非農地証明について」13ページ17番と18番について報告します。</p> <p>17番は、徳田の申請人が、平成4年4月頃から申請地である徳田の田1筆、90m²について住宅の敷地の一部として利用し、現在に至るものです。</p> <p>18番は、上竹田の申請人が、申請地である下竹田の畠3筆、合計2,653m²について平成22年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し原野となつたものです。</p> <p>現地確認ましたが、いずれの案件も農地への復旧は困難であることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	一 質問等無し 一
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	一 全員挙手 一
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。
議長	東部地区の報告をお願いします。

1番 (坂本)	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊14ページ1番について報告します。</p> <p>1番は農業相続する新涯町一丁目の相続人が申請地について相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。申請地は市街化区域内の農地で20年間の農業継続が必要になります。新涯町一丁目35番地の申請地には現在も里芋・スイカが植えられています。場所は誠信幼稚園の東200mの所です。新涯町三丁目101番には現在、水稻が栽培されています。場所は新涯小学校北西200mの所です。</p> <p>相続人には必要な農機具、労働力もあり、営農意欲が強く、今後20年以上耕作する意思も確認をしており、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	西部地区の報告をお願いします。
4番 (渡壁)	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の2番について報告します。</p> <p>2番の瀬戸町の相続人である子が、同町の申請地の畠1筆を相続税の納税猶予特例適用の申請農地として利用するものです。申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議長	神辺地区の報告をお願いします。
13番 (山本 明)	<p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊14ページ3番について報告します。</p> <p>3番は、相続人である子が、同居していた父から申請地である神辺町大字川南の農地、田1筆1,530m²と畠2筆の534.5m²、また大字徳田の田1筆621m²の4筆合計2,685.5m²を相続して、相続税の納税猶予特例適用の農地として申請をするものです。なお、畠2筆の申請については、農業用倉庫、住宅敷地を除いた耕作地を申請されています。田2筆については引き続き水稻栽培をされ、畠2筆については季節野菜・果樹の栽培をされます。</p> <p>現地確認を行いましたが、申請地は、農地として耕作し管理されていましたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等無し —

議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり証明することに決定します。
議長	次に追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。
議長	北部地区の報告をお願いします。
議長	追加議案第7号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1ページの1番について報告します。
10番 (安原)	広島法務局福山支局より、7月17日付で、現況に係る照会がありました。7月27日に現地調査したところ、雑種地となっており、非農地として回答するものです。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等無し —
議長	質問等がないようですので、採決します。 追加議案第7号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、追加議案第7号は原案のとおり回答することに決定します。
議長	次に、協議及び報告事項（1）「農地法等に関わる専決処分・届出等に

	について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから17ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、16件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、18ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから27ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条4件、5条43件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、28ページの「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用の進入路であることを確認しました。</p> <p>次に、29ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。2件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、30ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、31ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は举手をお願いします。
委員	— 質問等無し —
議長	質問等もないようですので、次に、協議及び報告事項の（2）の「2020年度（令和2年度）農地パトロール（農地利用状況調査・荒廃農地調査）の実施について」を事務局から説明してください。
事務局	それでは、農地パトロールの実施について説明させていただきます。

	<p>資料については各地区協議会で新たな差し替え分が届いていると思います「2020年度（令和2年度）農地パトロール（農地利用状況調査・荒廃農地調査）実施要領」をご覧ください。</p> <p>1ページ第1の「趣旨」にあるとおり今年度も農地利用状況調査と荒廃農地調査を併せて実施することとしております。</p> <p>現地確認の期間については、第3の（1）のとおり8月から10月にかけて確認をお願いします。</p> <p>また、（4）の確認する利用状況の追加の次ページのウ「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況確認」を追加しています。</p> <p>特に農地中間管理事業の該当地の耕作状況については、今年度から農地パトロールで確認することになりました。</p> <p>調査員からの報告書類の提出期限は、3ページの一番上段にあるとおり、10月2日（金）としています。これは、第6の「調査後手続」（1）の遊休農地についてのアに記載のある利用意向調査を年内に実施しなければならないためです。暑い時期ではありますが、ご理解の程お願いします。</p> <p>また、（4）のとおり、農地に復元が困難な土地については非農地判断を実施し、農地台帳からの削除を行う予定です。</p> <p>第7の「その他」（1）にありますが、農地パトロールの実施にあたっては、広報ふくやま8月号及び農業委員会ホームページにより周知します。以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等無し —
議長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第7回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>来月の総会は8月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>お気を付けてお帰りください。</p>

午前11時00分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。

議長

3番委員

12番委員